

京都市保健所条例の一部を改正する条例(平成22年3月31日京都市条例第74号)

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)

広域的に健康被害が生じる感染症等に対し、迅速かつ統一的な対応を図る必要があること、また、急速な高齢化の進展、出生率の低下、慢性疾患の増加等市民ニーズの多様化を踏まえ、各行政区においてより一層の地域保健の推進を図る必要があることから、本市の全域を所管区域とする全市一体的な組織として京都市保健所を設置するとともに、各行政区にその支所である保健センターを設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 京都市保健所の設置

名 称 京都市保健所

位 置 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 保健センターの設置

名 称	位 置	担当区域
北保健センター	京都市北区紫野西御所田町56	北区
上京保健センター	京都市上京区堀川通上立売下北舟橋町866	上京区
左京保健センター	京都市左京区田中門前町1	左京区
中京保健センター	京都市中京区西堀川通御池下る西堀川町521	中京区
東山保健センター	京都市東山区清水5丁目130-6	東山区
山科保健センター	京都市山科区栂辻池尻町14-2	山科区
下京保健センター	京都市下京区西洞院通塩小路上る	下京区
南保健センター	京都市南区西九条南田町1-2	南区
右京保健センター	京都市右京区太秦下刑部町12	右京区

西京保健センター	京都市西京区桂良町 1-2	西京区
伏見保健センター	京都市伏見区鷹匠町 39-2	伏見区

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市保健所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第74号

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 地域保健法第5条第1項の規定により、保健所を次のように設置する。

名 称 京都市保健所

位 置 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 京都市保健所（以下「保健所」という。）の所管区域は、本市の全域とする。

第2条 保健所に支所を置く。

2 支所の名称、位置及び担当区域は、別表のとおりとする。

3 支所は、その担当区域において、保健所の事業の執行の便を図るため市長が必要と認める事務を行う。

第3条第1項中「保健所」を「保健所の支所」に改める。

別表中「第1条関係」を「第2条関係」に、「所管区域」を「担当区域」に、

「

北 保 健 所
上 京 保 健 所
左 京 保 健 所
中 京 保 健 所

「

北保健センター
上京保健センター
左京保健センター
中京保健センター

東 山 保 健 所
山 科 保 健 所
下 京 保 健 所
南 保 健 所
右 京 保 健 所
西 京 保 健 所
伏 見 保 健 所

を

東山保健センター
山科保健センター
下京保健センター
南保健センター
右京保健センター
西京保健センター
伏見保健センター

に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)